

石川県公報

平成27年7月1日(水曜日)

号 外

(第56号)

目 次

規 則		
○中心市街地における県税の課税の特例に関する条例施行規則を廃止する規則 (税 務 課) 1	○ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) 1	

規 則

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年七月一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十号

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例施行規則を廃止する規則

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十九年石川県規則第六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十一号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第百三十六条第一号に次のように加える。

(十) 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和十平方メートル

附 則

- この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。
- 平成二十七年八月一日前に新築、改築又は増築に着手された太陽光発電施設については、改正後の第百三十六条第一号(十)の規定は、適用しない。

